

鳥取県公報

令和 5 年 12 月 26 日(火) 第 9 5 5 9 号

每週火 · 金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (600) 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (601) 県営土地改良事業計画の決定 (602) (農地・水保全 保安林の指定予定 (603) (森林づくり推進課)・・ 採石法による採取計画の変更認可の公表 (604) (鳥 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (605) (〃 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (606)	(") ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公	告	開発行為に関する工事の完了 (607) (西部総合事務 自衛官の募集 (危機対策・情報課)・・・・・・・ 森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所)・・	所環境建築局 ・・・・・・・・ 4

示

鳥取県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の開設者の名称並びに事業所の名称を変 更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例 による場合を含む。) の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人社団小	境港市明治町170	721 - 111	境港市明治町170	訪問看護、訪問リ	平成27年10月
林外科内科医院		林外科内科医院		ハビリテーショ	1日
				ン、居宅療養管理	
				指導	

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人社団小	境港市明治町170	医療法人社団小	境港市明治町170	介護予防訪問看	平成27年10月
林外科内科医院		林外科内科医院		護、介護予防訪問	1 目
				リハビリテーショ	
				ン、介護予防居宅	
				療養管理指導	

鳥取県告示第601号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の 規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

a sh	主たる事務所の	指定に係る事業所の	指定に係る事業所	サービスの種類	威山左旦 □	
名 称	所在地	名称	の所在地	リーころの種類	廃止年月日	
医療法人社団	境港市明治町170	医療法人社団小林外	境港市明治町170	訪問看護、訪問リハ	平成27年12	
小林外科内科		科内科医院		ビリテーション	月1日	
医院						

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の	指定に係る事業所の	指定に係る事業所	サービスの種類	廃止年月日
41 W	所在地	名称	の所在地	り こハック性類	飛 工 十 万 日

医療法人社団	境港市明治町170	医療法人社団小林外	境港市明治町170	介護予防訪問看護、	平成27年12
小林外科内科		科内科医院		介護予防訪問リハビ	月1日
医院				リテーション	

鳥取県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農村地域防災 減災事業 下鳥池地区 ため池等整備) に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同 法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 令和5年12月26日から令和6年1月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 琴浦町役場及び北栄町役場
- 4 審查請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第603号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 鳥取市青谷町長和瀬字寺田690、691の2 (次の図に示す部分に限る。)、692の3
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森 林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第604号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月26日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清

名称及び代表 | 主たる事 | 採石場の所 | 採取の期間 認可年月日 認可の内容

者の氏名	務所の所	在地及び面		変更事項	変更前の	変更後の	
	在地	積		多 欠 争 识	内容	内容	
株式会社大谷	鳥取市八	鳥取市長谷	令和4年3	採取の期間	令和4年3	令和4年3	令和5年10
組	坂21-1	字猿ヶ瀬773	月16日から		月16日から	月16日から	月13日
代表取締役		- 1 外 6 筆	令和8年2		令和6年7	令和8年2	
大谷 廣秋		(54,151平	月28日まで		月31日まで	月28日まで	
		方メートル)					
有限会社山根	鳥取市河	鳥取市用瀬	令和2年12	採取の期間	令和2年12	令和2年12	令和5年11
重機	原町山手	町家奥字中	月2日から		月2日から	月2日から	月17日
代表取締役	631 — 3	ノ谷奥465-	令和6年6		令和5年12	令和6年6	
山根 茂		1 外 1 5 筆	月1日まで		月1日まで	月1日まで	
		(26,859平					
		方メートル)					

鳥取県告示第605号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月26日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈

名称及び代表	主たる事務所の所在地				
者の氏名		砂利採取場の所在地 及び面積	採取をする砂利 の種類及び数量	採取の期間	認可年月日
有限会社フォ	鳥取市湖山町	鳥取市気高町八東水	砂 (21,816立方メ	令和5年11月7日	令和5年11月
ワード	北四丁目701	字短尾2707-3外7	ートル)	から令和6年11月	7 目
代表取締役		筆(6,744.26平方メ		6日まで	
邨上 修		ートル)			

鳥取県告示第606号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月26日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈

	一砂利採取場の所	採取する砂 利の種類及 び数量	認可の内容 変更前の内 容	変更後の内容	認可年月日
	鳥取市伏野字砂 浜 2317外 1 筆 (6,477.06平方	砂 (5, 960. 62 立方メート	令和3年10	令和3年10 月4日から令	
千馬 高広	メートル)	·	月3日まで	3日まで	

鳥取県告示第607号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和5年12月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和5年11月7日 鳥取県指令第202300201282号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生三丁目14-16

佐々木 亨太、佐々木 有咲

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとさ れた場合を含む。) の規定に基づき、令和5年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示 する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員(男女)、海上要員(男)、航空要員(男女)

2 募集期間

令和5年12月18日(月)から令和6年2月7日(水)まで

3 試験種目

筆記試験(国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文)、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査 (WEB試験方式)

令和6年2月11日(日)から同月13日(火)までの任意の1日

(2) 口述試験及び身体検査

令和6年2月17日(十)

陸上自衛隊米子駐屯地 (米子市両三柳2603)

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和6年3月下旬から同年4月上旬までの間(詳細は、採用予定通知書で通知する。)

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満(ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の末日において33歳 に達していない者に限る。)の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定め る欠格事由に該当しない者であること。

- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-47-3250)

米子地域事務所 (0859-33-2440)

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開

発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。 令和 5 年12月26日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

	開発者の			E	上地の面	積		
開発者の氏 名又は名称 及び代表者 の氏名	無発 住所又る事 きたる所 の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為の目的	開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積	開発行為の 工期	開発行為の 許可年月日
株式会社リ	八頭郡八	鳥取市福	建設発生	6.5046~	5. 9399 ^	2.6899~	令和5年12	令和5年12
グラス	頭町宮谷	部町栗谷	土処分場	クタール	クタール	クタール	月15日から	月15日
代表取締役	200-2	地内	の設置				令和15年9	
石田 信幸							月30日まで	